

佐倉市福祉部社会福祉課の

せいかつほご 生活保護のしおり

せいかつほごく
生活保護は暮らしのセーフティネットです！

こま
困ったら、ためらわずご相談ください！

せいかつほごせいど
このしおりは、生活保護制度のしくみについて説明したものです。
わからないことや、ご相談のある方は、お気軽に社会福祉課（市役所4号館
かい
1階）におたずねください。このしおりはあくまでもいっばんてき せいめい
ご自分で判断することなく、お困りの状況をお話してください。
じぶん はんたん
お電話による問い合わせも可能です。（☎043-484-6134）

せいかつほご < 生活保護とは >

せいかつほご
生活保護とは、びょうき いろいろな事情により、生活に困っているひと たい
して、国が生活保護法に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保障し、
くに せいかつほごほう もと けんこう ぶんかてき さいていげんど ほしょう
いちにち はや じぶん ちから た ほうほう せいかつ
一日も早く自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで、
てだす
手助けすることを目的とした制度です。

R7.5.8改



佐倉市



【日本国憲法】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法】

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。



-生活保護を受けるには-

生活保護法では、「同一の生計を営む「世帯」を単位として、その世帯が生活に困っている場合に、次のようなあらゆる努力をしても、なお、自力で生活を維持できないときには、差別することなく、生活保護を受けられる。」と定めています。



- 1 働ける人は、能力に応じて働いてください。

【失業中の方は、求職活動に励んでください】

- 2 所有または利用が認められていない世帯全体の資産(不動産、自動車、貴金属など)については、売ったり貸したりするなど、生活のために活用してください。

【一定額以下の居住用不動産、生命保険、学資保険、125 ccを超えるオートバイや自動車のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの、また移動が困難な方が通院や買い物に使用する自動車については、保有が認められる場合があります】

- 3 扶養義務者(親、子、兄弟、姉妹など)から援助が受けられる場合は、援助を受けてください。※精神的な援助も含みます

【DV等の経緯がある場合や援助が期待できないと判断された扶養義務者への照会を行わないので、交流の状況等を詳しくお聞かせください】

- 4 他の制度によって支給される年金、手当、また、他の法律または制度による保障、援助など受けることができる場合は、生活のために利用してください。

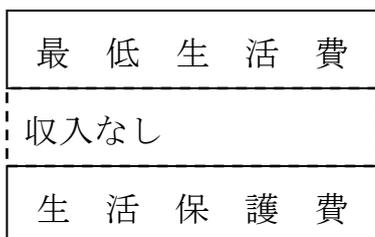
【すぐに利用できない場合は、利用できるようになってから返還していただくことで生活保護が受給可能な場合もあります】

< 生活保護費の計算のしくみ >

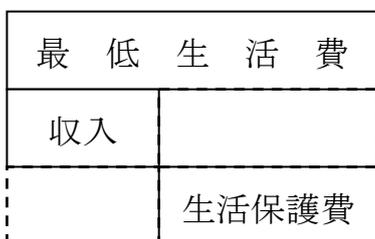


$$\text{生活保護費} = \overset{\text{さいていせいにかっぴ}}{\text{最低生活費}} - \overset{\text{しゅうにゅう}}{\text{収入}}$$

1 生活保護費が受けられる場合



※収入がないため、最低生活費分の保護が受けられます。



※収入が最低生活費を下回るため、その不足分の保護が受けられます。

2 生活保護が受けられない場合



※収入が最低生活費を上回るため、保護が受けられません。

※ **最低生活費**とは、8、9頁にある8種類の扶助と一時扶助の中で、年齢別、世帯人員別等の世帯の実態に応じて、必要な扶助を合わせた額です。(最低生活費に含まれない一時扶助もあります)

収入とは、世帯のすべての収入(給料、賞与、内職収入、仕送り、間貸し収入、年金、手当、臨時収入など)です。

-生活保護が決まるまで-

< 生活保護費の相談と申請 >

- 1 生活保護を受けたい方は、社会福祉課へ相談に来てください。病気などで来れない場合は、身内や親類で事情の分かる方が社会福祉課にお越しください。
来所できない場合は社会福祉課へ電話で連絡してください。

※持ち家がある、借金がある、自動車がある場合でも申請は可能です！

- 2 社会福祉課では、生活保護を受けられる方に対して、生活に困っている状況等をお聞きして、申請書などの記入方法や必要書類のご案内をして、申請を受理します。※明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても佐倉市が職権で保護を開始します。(意思表示ができない等急迫した状態にある場合)

< 家庭訪問と調査 >

- 1 生活保護の申請を受けますと、住居の確認や生活の状況等について具体的に知るために、社会福祉課の地区担当員が家庭訪問をします。地区担当員は生活保護を決めるまでに必要なことをお聞きしますので、ありのままをお話ください。個人情報はお守りします。
- 2 また、次のような調査を行います。
 - 預貯金調査(銀行、郵便局等)
 - 援助が期待できると判断される扶養義務者への扶養調査
 - 資産調査
 - その他必要に応じて関係先の調査を行います。



< 生活保護の決定 >

調査をした後、生活保護を受けられるか(開始)、受けられないか(却下)の決定については、原則として、申請手続きのあった日から14日以内に、特別な場合でも30日以内に理由をつけて通知いたします。

なお、生活保護を申請した日以前にさかのぼって受けることはできません。

-生活保護を受けた場合のきまり-



< 生活保護を受けた場合の権利 >

- 1 生活保護を受けた場合、決定された保護金品は正当な理由がないのに不利益に止められることや、減らされることはありません。
- 2 支給された保護金品に対しては、税金はかかりません。
- 3 支給された保護金品や、これを受ける権利を差し押さえられることはありません。

< 生活保護を受けた場合の義務 >

- 1 保護を受ける権利を、他人にゆずり渡すことはできません。
- 2 働くことのできる人は、自分の能力に応じて働き、むだな支出をさけ、生活の維持・向上に努めてください。
- 3 病気の方は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。
- 4 必要な訪問・調査を拒否することはできません。
- 5 活用できる資産は、生活費にあててください。(保有否認された資産を処分しようとしなければ、指導指示違反になります。)

お持ちの資産・動産を処分した場合には申告しなければなりません。処分する前にご相談ください。また、年金や手当、他の法律や制度を優先して活用してください。(生活保護よりも優先して利用しなければならない制度がありますので、利用をしない場合には指導指示違反になります。)

5-2 平成27年度から12カ月ごとに資産申告書の提出が義務付けられました。資産の移動が無いか、預金がどのくらいあるのか等確認することとなります。

6 保有が認められない自動車・オートバイの保有および運転（他人名義の自動車等の使用）は認められません。保有の可否は保護開始時にお示しします。

7 収入および収入額の変更（増えたり、減ったりしたとき）は、すべて申告してください。

- 給料や内職収入（給与明細書など）、仕送りなど
- 年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入（支払通知など）
- 賞与（ボーナス）や保険金、慰謝料などの臨時収入
- 高校生のアルバイト収入



注意

※高校生や未成年者の就労について、適正に収入申告された場合、収入から除かれる控除は、「基礎控除」や「実費控除」、「20歳未満控除」がございます。

※高校生のアルバイト収入のうち授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など収入として認定しない取扱となる場合があります。

☆「就労や早期の保護脱却に資する経費」

※将来の就職や大学などへの進学等、早期の保護脱却に充てる経費として貯蓄する場合には、収入認定除外の適用がなされます。どのような経費に充てるために貯蓄したいのか高校生のお子さんから意思確認をし、貯蓄するためには生活費とは別管理をし、目的外に使用されていないことを定期的に報告していただきます。詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。

詳細な説明をした「高校生収入編」もご覧ください！

○ 敷金等の返還金、資産売却益、賞金、**借入金**、海外への渡航費用なども収入認定となります。いかなる収入であっても資料を添付して、必ず申告（収入申告）してください。

※一定額以下の収入、やむを得ない借入や海外渡航は、事前の相談により、収入認定されない場合もあります。

7-2 収入が無い場合も、収入申告書を定期的に提出してください。

申告の時期については担当ケースワーカーがご案内します。

8 家庭にかわったことがあったときは、すぐに届け出てください。

○ 世帯の人数や状況が変わったとき

（出生、死亡、転入、転出、妊娠、結婚、離婚など）

○ 通院、入院、退院するときや通院先、入院先をかえたとき。

○ 住所や家賃、貸間、地代、が変わったとき。

○ 仕事を始めたり、かわったり、やめたりするとき。

○ 交通事故などにあわれたとき。

○ 長期間留守にされるとき。

○ その他生活の状態が変わったとき。

○ 相続等により資産の所有者となったとき。

9 生活の維持、向上及び自立のために行う社会福祉課の指導、指示には従ってください。この指導、指示に従わない場合には、保護が変更されたり、受けられなくなること(廃止・停止)があります。

※利用者の自由を尊重し、必要最小限の指導・指示に努め、利用者の意に反して、指導・指示を強制し得るものと解釈してはならないこととされています（生活保護法第27条）ので、どういう理由で指導指示がなされているのかよく話を聞いてください。



- 生活保護の内容 -

< 生活保護の種類 >

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助と安定した職に就いたこと等で保護を要しなくなった者に支給ができる就労自立給付金、生活保護世帯の子供たちが大学等への進学への支援を図ることを目的とする進学準備給付金があり、国の定めた基準により世帯の必要に応じて、それぞれ受給することができます。

生活保護は事前の申請が原則です。一時扶助については一定の要件がありますので、担当ケースワーカーに相談のうえ申請を行ってください。



- 1 生活扶助 食べるもの、着るもの、光熱水費など日常のくらしの費用
- 2 教育扶助 義務教育に必要な費用(給食代、学級費、教材代、校外活動参加費等)
- 3 住宅扶助 家賃、地代など
- 4 医療扶助 ケガや病気の治療をするための費用(通院費、コルセット、眼鏡等含)
- 5 介護扶助 介護サービス利用料(福祉用具、住宅改修等含)
- 6 出産扶助 お産をするための費用(児童福祉法の助産施設利用不可の場合のみ)
- 7 生業扶助 自立のための技能習得費用(高等学校で就学するための費用含)
- 8 葬祭扶助 受給者が葬祭を行う場合の費用

※就労自立給付金 安定した職に就き保護脱却した後に生ずる税等の負担を緩和し、着実に自立していただくための費用

※進学準備給付金 生活保護受給世帯の子どもが大学や専門学校へ進学した際に、新生活の立ち上げ費用 ※別添リーフレットを参考にしてください

< 一時扶助について >

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院などの場合や新しく保護を開始される方で物資などの持ち合わせがない場合など、やり繰りではこれらの物資を確保することに困難な場合があります。このような場合に、一時的に一定のものを支給します。

< 生活・教育・生業 一時扶助 >

被服費

布団（長期入院患者、新生児等）・・・布団類がない場合

被服（新生児、小4進級学童等）・・・被服を持っていない場合

寝巻等・・・入院を必要とする者が入院に際し寝巻がない場合

おむつ・・・常時失禁状態でおむつが必要な場合

移送費・・・遺体遺骨の引取り・危篤葬儀参列・引越、熱心な求職活動の移動等

妊婦健診料・・・母子健康手帳の妊婦一般健康診査受診票が利用できないが検診が必要な場合

入学準備金・・・小・中学校及び高等学校の入学準備に必要な費用

通学費用

自転車・・・学校で自転車通学が認められ、かつ現に使用できる自転車がない場合

定期代・・・他に手段がない場合で必要最小限の交通公共機関の実費

学習支援費・・・小学生、中学生、高校生の課外クラブ活動を行うための費用

※費用の詳細は別紙リーフレット参照のこと

就労活動促進費・・・一定の要件を超える求職活動を熱心に行っている場合

< 住宅・その他一時扶助 > 一時扶助には支給要件と支給限度額があります

家具什器・・・保護開始時に必要な家具什器の持ち合わせがない場合（上限 35,800 円）

※炊事用具、食器、食卓、衣類の収納具、照明器具、カーテン、掃除・洗濯の器具、その他必要不可欠なもの（テレビ等の娯楽品、消耗品は対象外）

冷暖房器具・・・熱中症予防が特に必要とされる者で、保護開始以降初めて夏を迎える者及び転居し同器具が備わっていない場合に限り、上限 73,000 円+最小限の設置費用が支給されます

転居の際の敷金等・・・住居のない入院患者が退院して家を借りる場合や、都市計画法などによって転居が真にやむを得ない場合等

契約更新手数料・・・借家等の契約更新等に際し、更新料等が必要な場合等

住宅維持費・・・家屋の屋根や壁などの補修を必要とする場合の費用

家財処分料・・・借家住まいの者が医療機関、介護施設等に長期入院・入所する場合等

< 治療材料、施術、医療扶助の移送の給付 >

治療材料の給付・・・眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具など（限度額あり）

※治療材料の給付は医師の意見と嘱託医の審査を経てから可能となります

施術の給付・・・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージを受ける費用

※応急時の柔道整復以外の施術を受ける場合には、事前に医師の同意が必要となります

移送の給付・・・医療機関に通院する際の交通費

※移送費の給付は医師の意見と嘱託医の審査を経てから可能となります

○ 一時扶助は上記項目以外にもありますので、まずは、社会福祉課にご相談ください。

○ 支給にあたっては、見積書や領収書などの書類が必要な場合もあります。



＜ 病気やケガで病院等にかかりたいとき ＞

- 1 社会福祉課に来て、「傷病届」を書いてください。（来庁ができない場合には電話でご連絡ください）なお、生活保護の指定医療機関（病院や診療所）と指定薬局でないとかかれませんので、担当員に確認してください。
- 2 「診療委託書」を発行しますので、指定の病院や診療所の窓口へ提出してください。
※電話で受診依頼ができる場合もありますのでまずは社会福祉課へ電話をください
- 3 急病、休日、夜間などのために「診療委託書」を持たないで病院や診療所にかかる場合は、窓口で生活保護を受けていることを説明し治療を受け、その後、なるべく早く社会福祉課に連絡（電話か来庁）してください。
- 4 同じ病気で二つ以上の病院や診療所にはかかれませんので、注意してください。
- 5 特別の治療がある場合等やむを得ない場合以外は市内の病院に受診してください。
- 6 小学生及び中学生の「虫歯、トラコーマ、結膜炎、白癬等の感染する皮膚疾患、中耳炎、慢性副鼻腔炎、蓄膿症、寄生虫病等」については、学校保健法の医療券を利用してもらうため、学校へ受診したい旨申し出てください。
※生活保護の医療では受診できませんのでご注意ください
- 7 毎回、薬局を変更したり、月ごとに違う薬局を利用されると、薬局と社会福祉課の連絡に支障をきたす場合がありますので、利用される薬局を1か所に決めていただくようにご協力ください。
原則、ジェネリック医薬品の処方となります ※別添リーフレット参照
- 8 あんま、マッサージ、はり、きゅうにかかる場合には医師の同意が必要です。また、柔道整復は医師の指示がなければかかれありません。あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復にかかる場合には、前もって地区担当員に相談してください。
- 9 眼鏡、補装具等の治療材料が必要になったときは、必ず地区担当員に相談してください（診察中に医師から作成をすすめられた場合には、返事をする前に社会福祉課まで電話を入れてください）。
相談をせずに作成した治療材料に関しては、給付されない場合がありますのでご注意ください。
- 10 健康保険（国民健康保険以外の保険）に加入したり、抜けたりした場合はすぐに届け出てください。

注意

＜ 介護が必要になったときは ＞

- 1 介護サービスが必要に状態になり、介護保険による介護サービスを利用される時は、速やかに地区担当員に相談してください。※介護保険サービスが利用できません



< 生活保護費の支給と返還 >



1 支給日

生活保護費は、毎月 1 日（1 月及び 4 月は別に定める日）が支給日です。ただし、1 日が土曜日、日曜日、祝日及び振り替え休日の場合は、その前日に支給されます。

2 支給方法

生活保護費は、基本的に受給者が指定する受給者名義の銀行等（郵便局も可）に振り込みます。口座がない場合は作成をしてください。

特別の事情があると認められた場合は、窓口での支給や現金書留にて送金することもございます。※公金受取口座を指定することもできます

3 保護費を返してもらう場合

① 収入が増えたり、家族数が減ったり、入院したりして生活保護費が払いすぎになってしまったときは、払いすぎたお金を返していただきます。

② 資力がありながら保護を受けたときは、生活保護費を返していただきます。たとえば、年金、手当などがさかのぼって支給されたとき、生命保険を解約し返戻金を受給したとき、不動産を売却したとき、交通事故の示談金、補償金などを受け取ったときなどです。（生活保護法第 6 3 条）

なお、自立更生のために使用したい場合は、事前に CWI にご相談ください。

※家屋の補修、生業、結婚、就学などに直ちに充てられる額を控除できる場合があります

③ 不正な方法で保護を受けたり、収入の申告をしなかったりしたときは、不正受給としてそれまでの生活保護費の費用徴収や法律によって罰せられます。また、平成 26 年 7 月 1 日以降の不正受給額に対しては、徴収金に 100 分の 40 を乗じて得た額以下を加算することもあります。（生活保護法第 7 8 条、8 5 条）

- 不服があるとき -

生活保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に対して不服があるときは、社会福祉課に申し出て、担当者から詳しい説明を受けてください。

それでも納得いかない場合は、その決定のあったことを知った日の翌日からかぞえて、3か月以内に千葉県知事に対して、審査請求することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（日本国籍のない方は、審査請求ができません。）



- 生活保護を受けると -



< 使えなくなるもの >

- 国民健康保険証 後期高齢者医療被保険者証
- ひとり親家庭等医療費等助成受給券、子ども医療費助成受給券
- 介護保険・2号被保険者証（介護サービスは利用できます）
※介護保険1号被保険者は継続して利用できます

< 免除されるもの >

- 市民税、県民税、固定資産税 ※一部免除されない場合もあります
- 国民年金保険料（任意加入分は免除できません）
- 市が実施する健康診査料と各種ガン検診料
- 保育園及び学童保育の保育料 市営自転車駐車場
- NHK放送受信料

※NHK 料金徴収員に生活保護を受けている旨申し出てください。契約内容が変わるごとに申請が必要となる場合があります

- 高校授業料（各高校に生活保護の受給証明を添付して申請してください）
- 佐倉市手数料条例に規定された免除できる証明書
（税務関係証明書・住民票・戸籍謄本等 ※印鑑証明書は該当外です）

※千葉県から下記のもの支給があります。



- 1 児童・生徒の就学旅行支度費助成

一 地区担当員と民生委員 一

< 地区担当員（ケースワーカー） >

地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護を受けている世帯の生活状況を知るために定期的にお宅に訪問します。

地区担当員（ケースワーカー）とは、常に連絡をとるよう努めてください。

あなたの世帯が一日も早く、自分たちの力で生活できるように、できるかぎり援助しますので、困ったことや、わからないことがありましたら遠慮なく相談してください



< 民生委員 >

民生委員は、地域ごとにおかれ、社会福祉課などの仕事に協力していただく方です。家庭のこと、子どものことなどについて、良き相談相手となって、いろいろな問題の解決に協力してくれます。相談がある場合は、まず地区担当員に連絡してください。

< かかりつけの病院 > ※ご自分で記入しておきましょう

| 区 分 | | 名 称 | 電 話 番 号 | 備 考 |
|-----|----------|-----|---------|-----|
| 医 | 通院している | | | |
| | 医療機関 | | | |
| 療 | 利用している薬局 | | | |
| | | | | |

< 利用している介護サービス > ※ご自分で記入しておきましょう

| 区分 | 名称 | 電話番号 | 備考 |
|----|-----------------------|------|----|
| 介護 | ケアマネージャー | | |
| | 利用している介護 保険サービス事業所 | | |
| | | | |
| | | | |

| | 場所 | 診療科目 | 受付時間 | | ご案内(受付時間内) |
|-----------------------------|----------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| | 佐倉市の急病診療 | 健康管理センター内 | 小児科 ※15歳以下 | 19:00~22:45 | 月から土曜日 |
| 内科 | | | 9:00~16:45 19:00~22:45 | 日曜日 祝日 年末年始 (12/29~1/3) | 休日夜間急病診療所 043-239-2020 |
| 当番の各医院 | 内科 | 9:00~16:30 | 日曜日 祝日 年末年始 (12/29~1/3) | 休日当番医 テレホンサービス 043-484-2516 | |
| | 外科 | | | | |
| | 内科 | 休日夜間急病診療所へ | | | |
| | 外科 | 19:00~21:45 | | | |
| | 歯科 | 9:00~16:30 | | | |
| 佐倉市八街市酒々井町消防組合 043-481-0119 | | | 佐倉警察署 043-484-0110 | | |

あなたの地区担当員は 保護 班の です。



佐倉市福祉部社会福祉課保護班

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

電話 (直通) 484-6134 (代表) 484-1111